

日本総合医療専門学校 学則施行細則

第1条 学則第41条に基づき、この施行細則を定めるものとする。

第2条 学則第10条「他の学校及び養成施設等における科目履修の認定」について別に定めるものとする。

その内容は「単位互換認定要領」としてまとめ、これを基準とする。

第3条 学則第14条「入学手続き」、第15条「入学許可」について別に定めるものとする。

その内容は、各種「入試選抜基準」にまとめ、これに基づくものとする。ただし、留学生入試については、別に「留学生募集要項」及び「留学生入試選抜基準」を定める。

第4条 学則第16条「転入学・編入学」、及び再入学について別に定めるものとする。

その内容は、「編入学等に関する規程」としてまとめ、これを基準とする。

第5条 学則第18条「欠席、遅刻、早退、欠課」他、公欠等については、「履修要綱」及び「通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱い」「公欠に関する規程」内において別に定め、これを基準とする。

また、「出欠席等の定義」については、これを書面により明らかにし、「欠席が多い学生」についての対応は、その内容を別に定めるものとする。

第6条 学則第19条「休学」について別に定める。

その内容は、「学籍の取り扱いについて」としてまとめ、これを基準とする。

第7条 学則第20条「復学」について別に定める。

その内容は、「学籍の取り扱いについて」としてまとめ、これを基準とする。

第8条 学則第21条「転部」について別に定める。

その内容は、「学籍の取り扱いについて」としてまとめ、これを基準とする。

第9条 学則第22条「在学期間」について別に定める。

その内容は、「学籍の取り扱いについて」としてまとめ、これを基準とする。

第10条 学則第23条「退学」について別に定める。

その内容は、「学籍の取り扱いについて」としてまとめ、これを基準とする。

第11条 学則第24条における「単位認定試験」について、別に次のように定める。

その内容は「単位認定試験実施要領」としてまとめ、これを基準とする。

但し、単位認定にかかわる考査及び試験結果（単位認定成績評価得点）に対しての評価については、受験者個々の評価得点率（百分率）を算出し、これを基に以下の4段階にて判定する。

【基準】 単位認定試験評価得点率

100% ≥ 評価得点率 ≥ 90% 以上を「優」とする。

90% > 評価得点率 ≥ 70% を「良」とする。

70% > 評価得点率 ≥ 60% を「可」とする。

60% > 評価得点率の場合は「不可」とし、単位取得を認めないものとする。

第 12 条 学則第 25 条「補講」について別に定める。

その内容は「補講規程」としてまとめ、これを基準とする。

第 13 条 学則第 26 条「追試験」について別に定める。

その内容は、「単位認定試験実施要領」内にまとめ、これを基準とする。

第 14 条 学則第 27 条「再試験」について別に定める。

その内容は、「単位認定試験実施要領」内にまとめ、これを基準とする。

第 15 条 学則第 28 条「単位認定」について別に定める。

その内容は、「単位認定・進級判定要領」内にまとめ、これを基準とする。また、単位認定にかかわる考査及び試験結果（単位認定成績評価得点）に対する学業成績評価については「成績評価規程」を別に定め、これを基準とする。

第 16 条 学則第 29 条「進級の認定」について別に定める。

その内容は、「単位認定・進級判定要領」内にまとめ、これを基準とする。

また、「仮進級」「原級留置」についても「単位認定・進級判定要領」内にまとめ、原級留置学年の履修教科や学費については、「原級留置学年の履修教科と学費にかかわる規程」を別に定め、これを基準とする。

第 17 条 学則第 30 条「卒業の認定」について別に定める。

その内容は、「卒業認定要項」としてまとめ、これを基準とする。

第 18 条 学則第 33 条「科目等履修生」については、その内容を「科目等履修生要領」としてまとめ、これを基に年度ごとの「科目等履修生募集要項」を定めるものとする。

第 19 条 学則第 34 条「褒章」については、教務委員会の議を経て学校長が別に定めるものとする。

第 20 条 学則第 35 条「懲戒」について別に定める。

その内容については「懲戒処分の判断目安・事例等」としてまとめ、これを懲戒処分決定判断の参考基準とする。

第 21 条 学則第 36 条「納付金」、学則第 37 条「授業料等納付金及び負担すべき学費の納入」については、別に次のように定める。

(1) 学生の納付金は、3年間の正規修学年限で卒業となる場合、原則、入学時適用学則の第 36 条に定める納付金が3年間適用となるが、留年等の事由により、学則変更が為され第 36 条「納付金」金員が変更となった学年に卒業保留以外の留年者として在学する場合は、当該年度適用学則において新たに定める「納付金」が適用となる。

但し、以上は 2017 年度以前の入学生が通常の留年（卒業保留留年でない通常の留年）となる場合、及び 2018 年度以降の入学生についての適用である。

(2) 卒業保留留年者については、別に定める「卒業認定要項」及び「原級留置学年の履修教科と学費にかかわる規程」を基準とする。

(3) 学則第 36 条第 4 項に記載の学費分割納入については、年 2 分納、年 3 分納、それぞれの納入期限を以下のとおりとし、その他詳細も含めて、別に「学納金分割納入要項」として定める。

①2 回分割納入 第 1 回目 2 月末日(進級前) 第 2 回目 8 月末日

②3 回分割納入 第 1 回目 2 月末日(進級前) 第 2 回目 6 月末日 第 3 回目 10 月末日

③入学前の初年度学納金分納については希望により相談に応じるが、初年度学納金分割納入第 1 回目期限日は、それぞれの入試制度における納付期限日となり、第 2 回目以降の分納期限については、入学予定者個々人の事情を考慮のうえ、学校長の認可により決定する。

(4) 文部科学省新型修学支援制度において正規の手続きを経て、入学金・授業料減免対象者として認定を受け減免措置が必要となった者については、当該制度所定の法令に基づき、本校学則第 37 条に定める学納金（入学金・授業料）の減免を行う。

第 22 条 学則第 38 条「納付金の還付」について、別に次のように定める。

(1) 前期又は後期中途で退学した場合において、後期分の第 36 条に定める学納金は還付されず、分割納入等により通年学費未納残額がある場合には、本校所定の期日までに、これを納入しなければならない。

(2) 年度途中において休学を許可された学生が、その後に退学した場合においては、当該在籍年度通年の学納金を納付しなければならないが、学則第 36 条に定める納付金は還付されない。また、分割納入等により通年学費未納残額がある場合には本校所定の期日までに、これを納入しなければならない。

(3) 既に納付された学則第 36 条に定められた学納金については、原則、還付を行わない。但し、文部科学省新型修学支援制度において正規の手続きを経て、入学金・授業料減免対象者として認定を受け返還が必要となった者については、当該制度所定の法令に基づき、本校学則第 37 条に定める学納金（入学金・授業料）を還付する。

第 23 条 学則第 39 条「健康診断」については、別に定める年度毎の「健康診断実施要領」を基準とし、実行する。

第 24 条 学則第 40 条「付帯教育」の新規講座開設、運営、講座廃止等については、日本総合医療専門学校教職員会議運営規則に基づく議（教職員会議）を経て、その詳細を書面により明示し、別に定めるものとする。

第 25 条 学則第 41 条「この学則の施行に関し必要な事項」としての施行細則、学内規則、及び本施行細則の変更に關しては、所定の会議規則に基づく日本総合医療専門学校教職員の議を経て学校長により決裁されるものとする。

附則

1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

2 本校学則に定めのないもので、別に学内規則のあるもの（学内規則が必要とされるもの）については、本細則の附則において記し、別に定めるものとする。

3 学生団体の課外活動等については、別に定めるものとし、その内容は「学生団体の課外活動に関する規程」としてまとめ、これを基準とする。

附則

1 この細則は、平成 30 年 10 月 1 日より適用する。(第 16 条 「仮進級」「原級留置」にかかわる文言を追記)

附則

1 本校学生生活全般に関し校内秩序を保つうえで必要となる注意事項については、他の学内規則を補完する内容のものも含め「学生生活に関する注意事項」としてまとめ、学年度始期のオリエンテーションにて全学生に提示する。

2 この細則は、2019 年 1 月 10 日より適用する。

附則

1 この細則は、2019 年 4 月 1 日より適用する。(第 11 条「単位認定試験」、第 15 条「単位認定(成績評価)」にかかわる文言の一部を変更、追記)

附則

1 この細則は、2020 年 4 月 1 日より適用する。(第 5 条、第 12 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条の変更)。但し、第 12 条、第 22 条に関して、2019 年度在校生については、従前の規定を適用する。

附則

1、「文部科学省新型修学支援制度」に関する取扱い細目については別に定めるものとし、その内容は「文部科学省新型修学支援制度取扱要領」としてまとめ、これを基準とする。

附則

1、この細則は 2021 年 6 月 8 日より適用する。(第 5 条、第 12 条、第 25 条に係る文言の一部を変更、追記)

以上

日本総合医療専門学校